

広島県選挙管理委員会告示第二十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に次のとおり変更があった。

平成二十一年六月八日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

指 定 施 設		変 更 後	
種 類	名 称	所 在 地	事 項
病 院	特定医療法人紅十字会 聖ラザロ病院	呉市焼山南一丁目八番二三号	医療法人健応会 呉やけやま病院
病 院	医療法人紅十字会 総合病院三愛	福山市三吉町四丁目一番一五号	医療法人健応会 福山中央病院
病 院	介護老人保健施設 三愛	福山市千田町千田二五九一番地一	介護老人保健施設 ゆめの杜